

# 同一労働同一賃金

## 同一労働同一賃金

### 実現に向けて

### 改正法施行まであと一年

朋務務コンサルタントオフィス所長  
(一社)名北労働基準協会  
労働相談室相談員  
社会保険労務士  
藤原 朋子

1

平成30年7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に  
関する法律」が公布され、  
いよいよ働き方改革が本  
格的に動き出しました。  
その内容は、「労働時間  
法制の見直し」と「雇用  
形態に関わらない公正な  
待遇の確保」の二つの柱  
から成り立っています。

一つ目の柱の「労働時  
間法制の見直し」につい  
ては、労働基準法や労働  
安全衛生法などの改正で、  
平成31年4月から順次施  
行されていきます。そし  
て、二つ目の柱である  
「公正な待遇の確保」に  
ついては、パートタイム

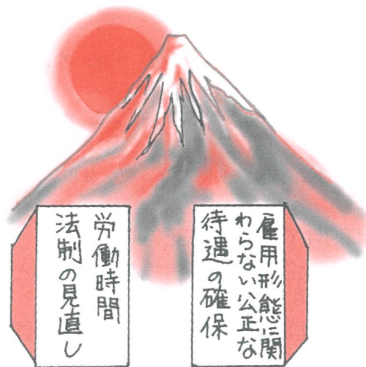
労働法、労働者派遣法、  
労働契約法が改正施行と  
なります。

総務省の労働力調査に  
よると、2018年の非  
正規労働者の総労働者数  
に占める割合は、37・9  
%ととても高い割合とな  
っています。一方で、そ  
の非正規労働者の賃金に  
ついては、厚生労働省の  
平成29年賃金構造基本統  
計調査によると、正社  
員・正職員以外の一般労  
働者で21万800円とな  
っており、正社員・正職  
員の32万1600円と比  
較するとかなり低くなっ  
ています。

このような雇用形態に

よる待遇の格差を是正し、  
どの雇用形態であつても  
その待遇に納得して働き  
続けることができるよう  
にすることが、この法改  
正の大きな目的です。

既に、その第一段階と  
して旧雇用対策法が名称  
を「労働施策の総合的な  
推進並びに労働者の雇用  
衡のとれた待遇の確保」  
などが盛り込まれました。  
そして同一労働同一賃  
金の実現に向けて、大き  
く改正されたのは「パー  
トタイム労働法」と「労  
働者派遣法」です。従前  
のパートタイム労働法は、  
パートタイム労働者（通  
常の労働者よりも1週間  
あたりの所定  
労働時間の短  
い労働者）を  
対象とした法  
律で、その中  
で、通常の労  
働者（一般的  
な正社員）と  
比較し、短時  
間労働者だと  
いう理由で不  
当に低い待遇  
とすることを禁止してい  
ます。ただし、この法律  
はあくまでも短時間労働  
者が対象であつたため、  
通常労働者と同一労働時  
間であるフルタイムの有  
期雇用労働者には適用さ  
れませんでした。そのため、  
その対象をフルタイムの



の安定及び職業生活の充  
実等に関する法律」と変  
え、改正施行されていま  
す。雇用対策法はもとも  
と、国の雇用に関する基  
本的な姿勢を示している  
法令ですが、その中に、  
国の講ずべき施策として  
「雇用形態又は就業形態  
の異なる労働者の間の均

衡のとれた待遇の確保」  
などが盛り込まれました。  
そして同一労働同一賃  
金の実現に向けて、大き  
く改正されたのは「パー  
トタイム労働法」と「労  
働者派遣法」です。従前  
のパートタイム労働法は、  
パートタイム労働者（通  
常の労働者よりも1週間  
あたりの所定  
労働時間の短  
い労働者）を  
対象とした法  
律で、その中  
で、通常の労  
働者（一般的  
な正社員）と  
比較し、短時  
間労働者だと  
いう理由で不  
当に低い待遇  
とすることを禁止してい  
ます。ただし、この法律  
はあくまでも短時間労働  
者が対象であつたため、  
通常労働者と同一労働時  
間であるフルタイムの有  
期雇用労働者には適用さ  
れませんでした。そのため、  
その対象をフルタイムの

有期雇用労働者にまで広  
げ、「短時間労働者及び  
有期雇用労働者の雇用管  
理の改善等に関する法  
律」となります。また、  
労働者派遣法では、派遣  
労働者の待遇について、  
派遣元または派遣先との  
均衡をとることを義務付  
ける改正がされています。  
次回より、非正規労働  
者、派遣労働者の均等・  
均衡待遇に関する法改正  
の内容や、具体的な対策  
等について、順次お伝え  
していきます。

当協会では、同一労働  
同一賃金への対策構築や  
企業内のリーダー養成の  
ため「働き方改革関連法  
対応のための『待遇差対  
応研修』」を行っていま  
す。次回の研修は、20  
19年7月19日です。詳  
しくは、当協会総合受付  
(☎052-961-1  
666)まで。  
イラスト・森沢康代  
タイトル・浅井健史